

庁達第11号

庁 中 一 般
各 事 業 所

堺市ICT戦略推進本部規程（令和2年庁達第19号）の一部を次のように改正する。

令和8年7月2日

堺市長 永 藤 英 機

第4条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項に定めるもののほか、副本部長（ICTイノベーション推進室を担任する副市長に限る。）は、第2条第3号に掲げる事項のうち、AI分野に係るものについて、AI責任者としてこれを統括するものとする。

第6条第5項中「第4条第2項」の次に「及び第4項」を加え、「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

第7条第5項中「（第2項）の次に「及び第4項」を加え、「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

別表第2中 「広報戦略担当課長」を「データ活用推進担当課長」に改める。
データ活用推進担当課長 広報戦略担当課長

附 則

この庁達は、示達の日から施行する。